

ID: 28-1

担当部署: 財政課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	村田町公共物管理条例 第6条		
例 規 番 号	平成13年条例第14号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条の規定による。                  (使用料の減免)</p> <p>第6条 町長は、公益上必要がある場合その他特別の理由があると認める場合は、使用料を減免することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考	<p><b>【共通担当部署】</b></p> <p>財政課                  建設水道課</p>		
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日